

吉原日出雄議員に対する辞職勧告決議

私たち長崎市議会は、政務活動費の不正を行った吉原日出雄議員に対して、平成29年6月28日及び平成30年6月7日の2回にわたり辞職勧告を行っている。また、長崎市長においても、平成29年8月25日及び平成30年6月25日の2回にわたり、虚偽有印公文書作成及び行使並びに詐欺の疑いで長崎警察署に告訴されている。

この問題において同議員は、1回目の告訴における同署の取り調べの際に、平成28年度の政務活動費において、告訴された事実のほかにも、実際には利用していない鉄道・バスの運賃を旅費として受け取っていたもの4件や、政務活動費としての支出を認めていないオイル交換代等をガソリン代の名目で支出していたもの6件について指摘され、その事実を認めている。また、正副議長との面談において、ほかに不正に取得したものは間違いなくないと断言していたにもかかわらず、その直後には、それまでの主張から一転し、平成29年度の政務活動費について、平成28年度と同様に不正に旅費を取得していたものが5件あることを申し出ている。

さらに今回、本人からの説明によれば、告訴されている平成29年度の政務活動費については、自ら不正を認めたにもかかわらず、警察の調べにおいて告訴事実のほかにも、不正に取得した旅費1件について指摘され、その事実を認めている。本件については、平成30年5月23日に開催した各派代表者会議の中で、不正は5件ということを手説明していたにもかかわらず、新たに1件の不正が発覚したことは、市民や議会を欺いているとしか言いようがない。

このように、次々と新たな不正の事実が発覚していることは、同議員は反省の弁を述べ、ほかに不正の事実はないと弁明しているものの、実際には不正の事実を隠蔽しようと、その場しのぎの虚偽の発言を繰り返しているとしか言いようがない。また、6月7日の2回目の辞職勧告後には、報道機関に対し、不正とは思っていないなどの発言を行うなど、自己弁護や責任転嫁に終始し、この問題に真摯に向き合っておらず、全くもって反省の色はうかがえないと断言せざるを得ない。

同議員の一連の不誠実な行為は、長崎市議会に対する市民の信用を大きく失墜させたものであり、断じて許されるべきものではない。また、法令、条例を遵守し、良識を持って市民の模範となるよう行動することが求められている市議会議員としての資格に欠けるものと判断せざるを得ない。

よって、吉原日出雄議員においては、長崎市議会では3回にわたり辞職勧告を受けることは前代未聞であること、また、この辞職勧告決議が私たち長崎市議会の総意であることを重く受けとめ、直ちに市議会議員の職を辞することを強く勧告するものである。

以上、決議する。

平成30年9月21日

長 崎 市 議 会